

建設国保 函館News

令和8年3月号

令和8年3月吉日

発行所

建設連合・函館地方建設組合

〒040-0032 函館市新川町21番5号

TEL(0138)26-3861 FAX(0138)23-5411

令和8年度

建設連合国民健康保険料 (組合員・家族)

1人200円減額

子ども・子育て支援金 (組合員と19歳以上の家族)

1人400円に決定

後期高齢者支援金・介護保険料・組合費は据置です。

	組合員	一人月額 (①+②+③)	①医療 保険分	②後期高齢 者支援金	③子ども・子 育て支援金	介護納付金
組 合 員	～19歳	8,200円	4,400円	3,400円	400円	0円
	20-24歳	10,200円	6,400円	3,400円	400円	0円
	25-29歳	13,200円	9,400円	3,400円	400円	0円
	30-39歳	17,200円	13,400円	3,400円	400円	0円
	40-49歳	20,200円	16,400円	3,400円	400円	3,700円
	50-64歳	22,900円	19,100円	3,400円	400円	3,700円
	65歳～	23,100円	19,300円	3,400円	400円	3,700円
家 族	1-6歳	5,200円	1,800円	3,400円	0円	40歳～ 64歳 3,700円
	7-18歳	5,200円	1,800円	3,400円	0円	
	19-64歳	6,600円	2,800円	3,400円	400円	
	65歳～	7,600円	3,800円	3,400円	400円	
組 合 費 3,000円						

令和8年度2月14日(土)に第121回建設連合国民健康保険組合の組合会が開催され、令和8年度国民健康保険料金「子ども・子育て支援金」が左記の通り決定いたしました。

**令和8年度国民健康保険料減額
子ども・子育て支援金が決定**

令和8年度4月より国において「子ども・子育て支援金制度」が創設されました。すべての医療保険者は、法令の定めにより国へ子ども・子育て支援金納付金を納付することとなり、その財源として加入者から「子ども・子育て支援金納付金分保険料」を徴収することとなります。

それに伴い当国保組合でも現行の【医療保険分】・【後期高齢者支援金】・【介護納付金】に加え、新たに組合員・19歳以上の家族の方には【子ども・子育て支援金】400円分の保険料もご負担いただくこととなります。

また、【医療保険分】については当国保組合の運営状況を踏まえ、組合員・家族一律200円を引き下げることであります。

今改正により、組合員・19歳以上の家族の方には一人当たり200円の負担増となります。

※18歳以下の家族の方は、子ども・子育て支援金を徴収しないので200円の減額になります。

4月以降の保険料は上記の表、または3月上旬にお送りした保険料改定のお知らせ八ガキにてご確認ください。

※4月分の保険料を前払いしている組合員様は不足分を5月分の保険料と一緒に入金してください。

一人親方労災 納入期日のお知らせ

一人親方労災に加入されている皆様には、年度更新の手続きをいただきありがとうございます。

**労働保険料と事務手数料の
納入期日**
令和8年4月20日（月曜日）

労働保険料納入通知書・事務手数料請求書をご持参のうえ窓口までお越しください。

銀行振込をご希望の方は左記の口座へ振込してください。

青森みちのく銀行 函館営業部
普通口座 3601979
口座名義人

建設連合函館地方建設組合

理事長 黒島 一生

※振込手数料は組合員様の負担となります。

納入期日までに支払が確認できない場合は、**職権にて資格喪失**させていただく場合があります。

遡っての資格喪失はできないため、その月までの労働保険料・事務手数料は必ず納めていただきます。

また、今後当国保組合の一人親方労災に加入することはできません。

一人親方労災について

労災保険（労働者災害補償保険）とは、業務上または通勤によって負傷等を負った労働者に対して補償を行う保険のことです。

原則として仕事中のケガには健康保険証を使えないので、治療費は全額自己負担になる可能性があります。また労災保険に加入していないと仕事を請け負えないこともあります。

一人親方労災に加入している場合は給付基礎日額に応じて各種補償を国から受けることができます。

★保険給付内容

- 治療費は原則、全額補償されます。
- 休業した場合は、4日目から休業（補償）給付が行われます。（全部労働不能時に給付基礎日額の80%を支給）
- 障害補償（障害の程度により、年金または一時金）
- 遺族補償（加入者が死亡した場合、遺族に年金を支給）
- その他、葬祭料、介護（補償）給付、傷病（補償）年金があります。

※よくある質問

- ① 給付基礎日額とは？
労働保険料の金額を計算する基礎となる金額
- ② 従業員を雇った場合は？
一人親方労災の補償の対象外です。脱退手続きをしてください。

さらに大きな補償で大きな安心を!!

労災上積み補償制度のご案内

（一社）全国建設業労災互助会の労災上積み補償制度は、政府労災保険の給付対象となる業務上災害または通勤途上災害に対し、政府労災の上積み補償として、給付金を被保険者を通じてその一人親方またはご遺族にお支払いします。

※業務上災害または通勤途上災害の認定および後遺障害の等級については政府労災の認定に従います。

※災害付帯給付金は、被保険者にお支払いします。

※特色

- ① 業務災害・通勤災害を補償します。
- ② 入院見舞金制度があります。
- ③ 死亡・後遺障害災害付帯費用給付金制度があります。
- ④ 政府労災保険に特別加入している一人親方が加入できます。
- ⑤ 期の途中でも加入できます。
- ⑥ 事故給付金は迅速にお支払いします。
- ⑦ 専門の顧問弁護士に相談いたします。

★労災上積み補償制度の内容

〔入院見舞金〕

★入院日数・給付額

5日以上19日まで・5万円

20日以上・10万円

※加入金額に関係なく、右記の金額が給付されます。

〔死亡・後遺障害給付金〕（一口あたり）

★死亡・800万円

★後遺障害

1級・3級・1200万円

4級・700万円

5級・600万円

6級・500万円

7級・400万円

〔死亡災害付帯費用給付金〕

★加入口数1〜2口・100万円

加入口数3〜4口・150万円

加入口数5〜6口・200万円

※業務災害が発生した場合、葬祭費・花代などとして、被保険者へ被災者一名につき加入口数に応じて給付されます。

〔後遺障害災害付帯費用給付金〕

★加入口数1〜2口・20万円

加入口数3〜4口・35万円

加入口数5〜6口・50万円

※業務災害が発生した場合、お見舞金・再発防止対策費などとして被保険者へ被災者一名につき加入口数に応じて給付されます。

〔掛金〕（年額・一名あたり）

★建築事業

★その他建設事業

1口・5,160円

2口・10,080円

3口・15,000円

26,760円

〔オプション・休業補償特約〕

ご希望により労災事故による休業損害も補償します！

ご希望の方には労災上積み補償制度の詳細内容のパンフレットをお渡しいたします。

令和8年度

【集団健康診断】

目程のお知らせ

令和8年度函館五稜郭病院で行われる
 【集団健康診断】の日程が決まりました。
 今年度は**【4月12日(日) 受付終了】**
7月5日(日)・10月4日(日)の年3
 回を予定しています。

16歳〜74歳までの組合員様と当国保組
 合の保険証をお持ちのご家族の方は**無料**
(年1回)で特定健診を受診できます。
 健康だと思っても、隠れた病気が
 あるかもしれません。

健康診断は早期発見し治療できる機会
 です。

当国保組合の健康診断は無料のAコー
 スでも充実した内容ですが、さらにオプ
 ションで腫瘍マーカー(※1)・肝炎検査
 (※2)・肺がんCT(※3)健診もできま
 す。

1年に一度、**これから先の自分のた
 め、家族のため**に健診を受けましよう。

※1 Bコース↓ 男性・前立腺がん

女性・卵巣がん

Cコース↓ 大腸・胃・肺・肝

臓がん+Bコース

※2 Dコース↓ B・C型肝炎検査

※3 肺がんCT↓ 早期の肺がんを

発見しやすい

高血圧症及び糖尿病の 重症化予防の 取組について

特定健診を受診した方のうち高血圧
 症及び糖尿病の一定のリスクを保有し
 ている方が高い割合を示すことが確認
 されています。

高血圧症を放置すると

高血圧の状態が続くと、動脈硬化の
 進行により、脳卒中や心筋梗塞などを
 引き起こすことがあります。



心筋梗塞

心筋梗塞を含む
 心疾患は日本人の
 死因第2位です。
 突然死の原因になることもあります。

腎不全

動脈硬化によって、腎臓
 の血管が狭くなることで機
 能がおち進行すると人工
 透析になります。

脳卒中・脳梗塞

脳の血管が破れる、または
 脳の血管が詰まり、
 片麻痺や言語障害の後遺症がのこる
 ことがあります。



糖尿病を放置すると

目・腎臓・神経などに様々な合併症
 (失明・腎症・神経障害等)を引き起
 こすことがあります。

糖尿病合併症



脳卒中
脳梗塞

虚血性
心疾患

壊疽
足が腐り切断

目の網膜症
重症化で失明

腎症
悪化すると週2〜3回
人工透析

神経障害
手足のしびれ・痛み

血圧・血糖値が基準値より高くても
 初期の段階では自覚症状がないことも
 多いです。

そのため、当国保組合ではリスクが
 あり医療機関への受診が必要にもかか
 わらず受診していない方に、医療機関
 への受診推奨を行い、生活習慣病の重
 症化の予防を図ります。

ヘルスケアポイント制度 PeppUP

PeppUPは健康づくりをサポート
 するためのWEBサービスです。

*PeppUPでは

①健康診断結果を確認できます。ま
 た、健診結果に基いて算出した「健康
 年齢」により、健康状態や生活習慣病
 のリスクが分かります。

※40歳以上で、特定健診の結果があ
 る場合のみ

②日々の歩数や体重を記録すること
 ができ、健康管理に役立つうえ、ポイ
 ントを獲得できます。

③お薬手帳を管理することができま
 す。

*ポイント獲得方法

- ・ 特定健診の受診
- ・ 日々の記録付け
- ・ 健康クイズへの参加 など

※健康優良世帯表彰についても、ヘル
 スケアポイントでの付与になります。

*ポイントで交換できる商品

- ・ カタログギフト・家電・食料品
 - ・ 日用品・ギフト券・ポイントなど
- PeppUPのWEBサービスを活用
 し、自分の健康状態、生活習慣病のリ
 スクを確認し、健康づくりに取り組み
 ポイントを獲得して好きな商品と交
 換してください。

各種変更手続き

当国保組合の健康保険に入っているご家族の方に次のような変更があった場合は変更手続きを行ってください。

【家族が就職したとき】

就職して、その会社の健康保険に加入した場合、減少手続きが必要になります。

★必要なもの

- ・【マイナ保険証】をお持ちの方は資格情報のお知らせのコピー
- ・【マイナ保険証】をお持ちでない方は資格確認書のコピー
- ・組合員・扶養の方のマイナンバー ・印鑑

・当国保組合の資格確認書をお持ちの場合、回収いたします。
※多くいただいた保険料は2、3か月後に還付いたします。

【家族が修学したとき】

修学のため、子どもの住所が別になる場合、国民健康保険法第116条（修学中の被保険者の特例）手続きが必要になります。

★必要なもの

- ・在学証明書 ・組合員・扶養の方のマイナンバー
- ・子どもの住所（申請書に記入する欄があります。） ・印鑑

【住所が変更になったとき】

引越して住所が変更になった場合、住所変更の手続きが必要です。

★必要なもの

- ・世帯全員の住民票（一人しか加入していなくても世帯全員分）
- ・組合員のマイナンバー
- ・当国保組合の資格確認書をお持ちの場合は回収いたします。
- ※資格確認書の代わりになる加入証明書をお渡しいたします。

※【同居の家族が増えたとき・子供が生まれたとき】なども手続きが必要になります。

※マイナ保険証の場合も各種変更があった場合、必ず手続きが必要になります。



保険料 納入期日のご案内

国保保険料（組合費含）は

毎月10日が納期です

（例5月分は4/10まで）

保険料は国の補助金と合わせて、組合員とその家族が病気やけがをしたときの医療費をはじめその他の給付金に充てられます。

納入が確認できないときは保険給付や保健事業の補助が受けられない場合があります。

また、今年度より保険料の納付状況を毎月本部へ報告することになっています。

連絡が取れない、未納が続く場合は建設連合・函館地方建設組合加入時の誓約書と当組合規約の定めるところにより除籍手続きを執らせていただくことになっております。

なお、資格が喪失した場合、**未納月以降の療養費等（病院代）は全額本人負担**となります。

納付期日を守るようお願いいたします。

ゆうちよ銀行からの引落または払込票でのお支払いが出来ます。

ご希望の方は、お問合せ下さい。

その他 業務のお知らせ

黒島綜合事務所では、労災保険・雇用保険（労働保険）の設置、建設業の許可、官公庁指名願の書類作成、会社・法人の設立手続き、中小企業退職金共済事業の各種手続き、相続の相談なども行っておりますので、なにかお困りの方は是非、窓口にご相談して頂きたいと思っております。

※手続きの代行を行う場合は費用が発生いたします。



【ホームページのご案内】

各種変更申請等の確認や申請書類のダウンロード、保養施設の案内にぜひご利用ください。



<http://hakodate-kensetu.jp/>

QRコード

